

2025年5月1日

お客さま各位

株式会社 池田泉州銀行

手形・小切手の全面電子化に向けた取組みについて ～当座勘定払戻請求書の新設、手形・小切手用紙の発行終了～

政府の約束手形・小切手の全面的な電子化の方針をうけ、金融界は2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする取組みを行っております。

当行におきましては、手形・小切手の電子化に向けた対応として、以下の取組みを実施いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座勘定払戻請求書の新設

利用開始日：2025年5月1日（木）

請求書入手方法：当座預金の口座開設店の窓口にてお申し付けください。
無料でお渡しいたします。

ご利用方法：当座預金の口座開設店で払戻にご利用いただけます。

※小切手のように持参人（第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。

口座番号の確認書類として当座勘定入金通帳をご持参ください。

当座勘定払戻請求書に店番・口座番号、金額を記入し、記名押印のうえ、窓口にご提出ください。

※ご利用に際し、銀行所定の本人確認資料の提示等を求める場合がございます。

2. 手形・小切手用紙の発行終了

発行終了日：2025年12月30日（火）

手形・小切手の発行申込みの受付を終了します（パーソナルチェック・自己宛小切手を含む）。

※発行終了日時点で保有されている手形・小切手につきましては、引続きご利用いただけます。

3. 当座勘定規定集の改定

上記1、2の実施にともない、当座勘定規定集を改定します。

改定後の規定集は、それぞれの変更日に当行ホームページに掲載いたします。

◆当座勘定規定集の改定条項（改定箇所のみ抜粋）

（1）当座勘定払戻請求書の新設にともなう改定

改定日：2025年5月1日（木）

改定内容：当座勘定払戻請求書を使用したお取扱いに関して追記

① 当座勘定規定（一般当座用） <下線部が変更箇所>

変更前	変更後
<p>8.（手形、小切手の支払）</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>8.（手形、小切手等の支払）</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金通帳とともに、口座開設店に提出してください。</u></p> <p><u>また、払戻しに際して、払戻請求書による払戻しの実事の有無等の確認や当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u></p> <p><u>求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>
<p>13.（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>	<p>13.（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>
<p>17.（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>17.（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

② 当座勘定規定集（パーソナルチェック用）

変更前	変更後
<p>8.（小切手、手形の支払）</p> <p>(4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p>	<p>8.（小切手、手形の支払）</p> <p>(4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手<u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(5) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金通帳とともに、口座開設店に提出してください。</u></p> <p><u>また、払戻しに際して、払戻請求書による払戻しの実事の有無等の確認や当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u></p> <p><u>求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>
<p>13.（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>	<p>13.（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>
<p>17.（署名鑑（または印鑑）照合等）</p> <p>(1) 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名（または印鑑）（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑（または印鑑届）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>17.（署名鑑（または印鑑）照合等）</p> <p>(1) 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に記載された署名（または印鑑）（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑（または印鑑届）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

(2) 手形・小切手用紙の発行終了にともなう改定

改定日：2026年1月5日（月）

改定内容：手形・小切手用紙の発行終了に関する記載内容に変更

①当座勘定規定集（一般当座用）

変更前	変更後
9.（手形、小切手用紙） （5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	9.（手形、小切手用紙） （5） <u>手形用紙、小切手用紙は発行いたしません。</u>
14.（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。	14.（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>（削除）</u>

②当座勘定規定集（パーソナルチェック用）

変更前	変更後
9.（小切手、手形用紙） （5）小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	9.（小切手、手形用紙） （5） <u>小切手用紙、手形用紙は発行いたしません。</u>
14.（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。	14.（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>（削除）</u>

③当座勘定規定集（専用約束手形口用）

変更前	変更後
9.（手形用紙） （3）手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。	9.（手形用紙） （3） <u>手形用紙は、発行いたしません。</u>

手形・小切手の電子化により、紛失・盗難リスクの低減に加え、煩雑な事務負担の軽減や印紙代、用紙代等のコスト削減などの様々なメリットが期待されます。

現在手形・小切手による決済をご利用されているお客さまにおかれましても、電子記録債権（てんさい）やインターネットバンキングでのお振込み等、電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

くわしくはお取引店までお問合わせください。

以上